

加東市DX推進計画

令和4(2022)年11月
加東市

目次

1 計画策定の背景と目的

(1) 背景と目的

(2) DX(デジタル・トランスフォーメーション)とは

2 加東市の現状と課題

3 加東市DX推進計画

(1) 計画の位置づけ

(2) 計画期間

(3) 加東市が目指す姿

(4) 基本方針

(5) 重点取組事項

(6) 推進体制

参考 用語の解説

1 計画策定の背景と目的

(1) 背景と目的

インターネット等のICT(情報通信技術)の急速な発展は、私たちの生活に大きな変化をもたらしてきました。生活のあらゆる面において、デジタル技術が不可欠なものとなっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、生活様式や働き方に大きな変化が生じたことで社会全体としてデジタル化の流れが急速に進行しました。

日本全国で人口減少、少子高齢化等に伴う様々な社会課題を抱える中、行政においても、先進的なデジタル技術を活用して、これまでの制度、政策、組織の在り方等を変革する「DX(デジタル・トランスフォーメーション)」を推進するなど、デジタル社会の実現に向けた取組が期待されています。

本市においても、デジタル社会の実現に向けた取組は、喫緊の課題です。市内のデジタル化に向けて、政府が掲げているビジョンや実行計画に基づき、推進体制を整備するとともに着実に取り組むため、「加東市DX推進計画」を策定します。

(2) DX(デジタル・トランスフォーメーション)とは

DX(デジタル・トランスフォーメーション)とは、進化したデジタル技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念のことです。

自治体においては、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、AI、RPA等の活用により業務効率化を図り、人的資源を市民サービスの更なる向上に繋げていくことが求められています。

目的 【X:変革】 トランスフォーメーション



手段 【D:デジタル】 の利活用

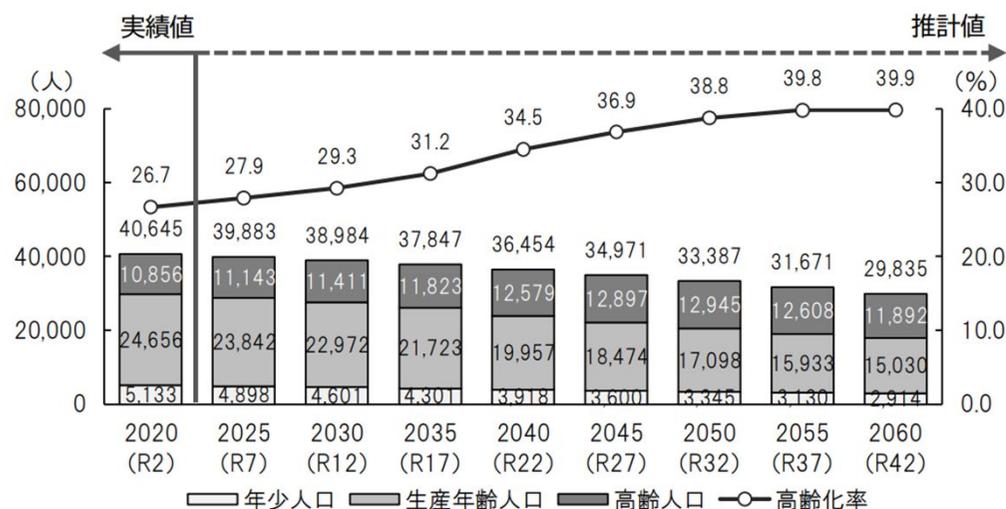
「変革」することが目的。そのために「デジタル」を活用する。

2 加東市の現状と課題

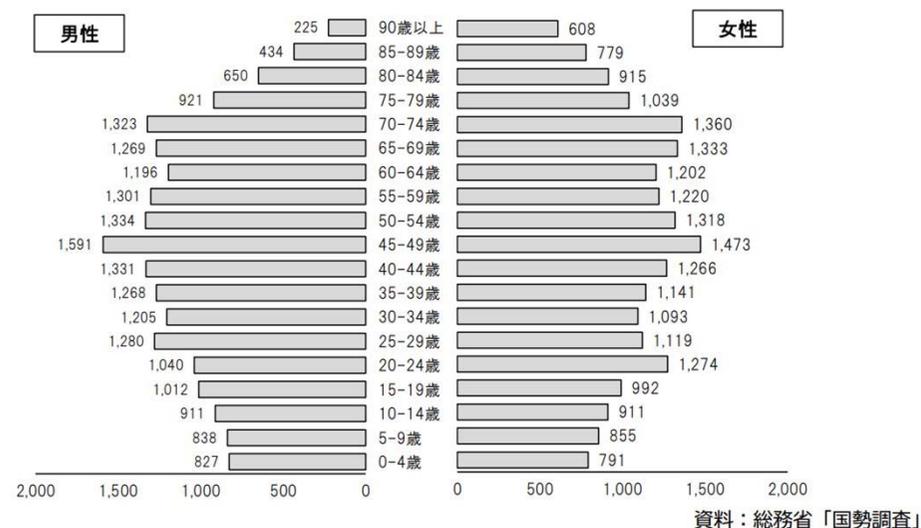
本市の令和2(2020)年10月の国勢調査時点の総人口は40,645人で、比較的高い出生率と転入超過による社会増により人口を維持していましたが、現在は徐々に減少傾向に転じており、令和4(2022)年10月末の住民基本台帳では、39,809人となっています。年少人口、生産年齢人口が減少する一方で高齢人口は増加傾向となっています。

こうした少子高齢化に伴い、地域や行政の課題は多様化しています。今後は、少子高齢化及び人口減少を抑制していくとともに、人口減少社会においても、これまで以上に充実した市民サービスを円滑に提供していく必要があり、様々な分野でデジタル技術を活用し、業務効率及び生産性の向上を図ることが求められます。

◎加東市の総人口及び年齢3区分別人口の推計



◎加東市の男女別人口ピラミッド(R2(2020)年)

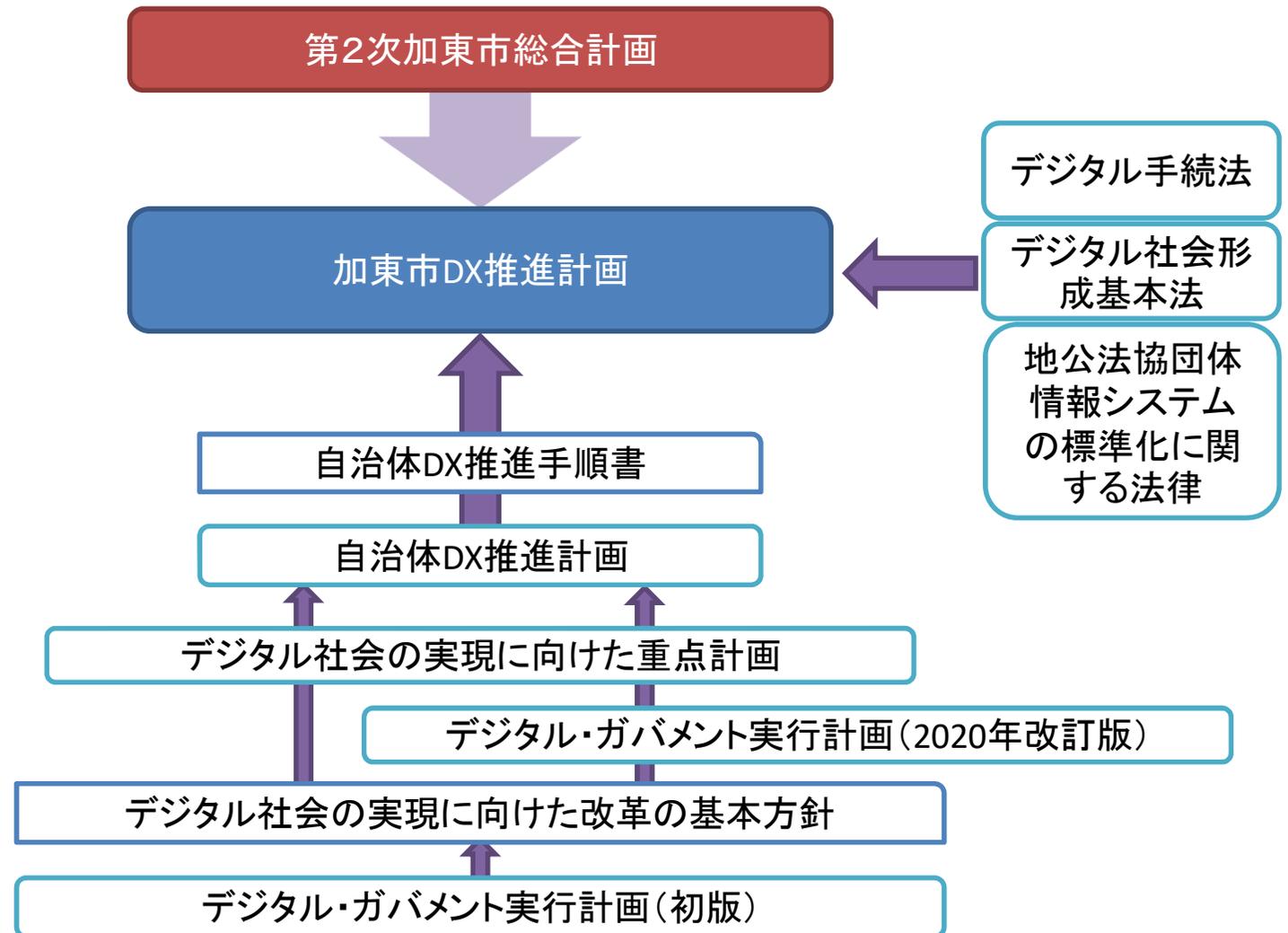


3 加東市DX推進計画

(1) 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である加東市総合計画をデジタルの側面から推進するための計画として位置づけます。

また、デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4(2022)年6月7日閣議決定)、自治体DX推進計画(令和2(2020)年12月25日総務省)等の内容を踏まえた計画として位置付けます。



(2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までとします。

この計画期間は、「第2次加東市総合計画」(平成30(2018)年度～令和9(2027)年度)及び総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」(令和3(2021)年1月～令和7(2025)年度)の計画期間を考慮した5年間とします。

なお、計画期間及び内容については、政府の動向を反映させるよう適宜見直しを行います。



(3) 加東市が目指す姿

令和4(2022)年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画(以下「重点計画」という。)」において、デジタル社会の目指すビジョンの継承が確認されるとともに、目指す社会の姿を実現するために、デジタル化による地域の活性化、誰一人取り残されないデジタル社会に向けて、利用者目線を徹底するとともに、行政事務を担う職員の負担軽減を目指すことが明記されました。

こうした方針から、本市では、市民サービス及び業務効率の向上を目指すDX推進計画を着実に推進するため、本市が目指す姿を以下のように定めます。

<加東市が目指す姿>

- ① 行政サービスのデジタル化、オンライン化を進め、市民が来庁しなくてもスマートフォンやPCから必要な手続を行える。
- ② 業務フローの見直しによる業務改革とペーパーレス化を推進することで業務効率を向上させ、職員が真に必要な行政サービスに取り組める。
- ③ 市民の情報通信技術の利活用を促進することにより、行政からの情報発信だけでなく、本市全体でのDXを推進し、市民生活の利便性を向上させる。

(4) 基本方針

本計画では、本市が目指す姿に向けて3つの基本方針を定め、具体的な取組を推進します。

基本方針Ⅰ 基幹業務システムの標準化・共通化

これまで基幹業務システムは、各地方自治体が独自に整備、構築を進めてきました。その結果、発注、維持管理及び制度改正対応などについて各自治体が個別に対応を進めることから、人的・財政的負担が生じていました。政府が策定した標準仕様に準拠した基幹業務システムにより、業務全体の負担軽減、ベンダー間の競争環境確保による行政の効率化を図ります。

基幹業務システムは、市民生活に直接関係する事務に係る情報システムであり、慎重な対応が求められます。こうした方針に対し、本市は市民へのサービス提供が滞ることなく円滑に移行できるよう、着実に取り組む必要があります。

基本方針Ⅱ 業務改革の推進

本市は、積極的なデジタル技術の活用と抜本的な業務内容の見直しにより、業務の効率化を図り、多様な市民ニーズへ応えることが求められています。しかし、常に改善された新しいデジタルツールが生み出されている現状では、綿密に計画し取り組むのではなく、できることからの取組、試行錯誤を繰り返すことによって、本市にあった行政運営のデジタル化を構築することが大切です。

こうした状況において、本市では「スモールスタート」「ペーパーレス」「利用者目線」をキーワードとし、効果が実感できる業務改革の推進に取り組めます。また、スモールスタートした好事例を全庁で共有し、幅広い展開を推進します。

(4) 基本方針

基本方針Ⅲ 行政手続、地域社会のデジタル化

これまでの「書面」「押印」「対面」の考え方から、「書かせない(ペーパーレス)」「待たせない」「オンライン」を基本とする考え方に移行します。場所、時間、天候、感染症等に影響を受けることなく、どこでも誰もが、市民サービスを享受できるよう、「スマートフォンから手続や利用ができる行政体験」を目指し、オンライン申請、キャッシュレス決済等、DXを活用したより良いサービスの提供を目指します。また、将来的にはスマート農業など地域社会のデジタル化に向けた取組を検証します。

GIGAスクール構想の推進、SNSの活用、IoT技術の導入等に加え、地域課題の解決に向けた、デジタル技術の活用と人材育成を推進します。

また、デジタル機器を使える方ばかりではないことを念頭に、年代などを考慮したデジタルデバインド対策を含めた施策の展開やサポート体制の充実、構築に努め、人に優しい地域社会のデジタル化を目指します。

(5) 重点取組事項 基本方針Ⅰ 基幹業務システムの標準化・共通化

① 自治体の基幹業務システムの標準化・共通化

現状

- ▶基幹業務システムの多くは、自治体ごとに導入・運用をしている。
- ▶システム構築や制度改正によるシステム改修も自治体ごとに対応をしている。
- ▶基幹業務システムとして約35システムを、本市が契約したクラウド上で運用している。

課題

- ▶標準化に向けた業務フローの見直しが必要になる。
- ▶基幹業務に関連しているシステム及び各種ツールの見直しが必要になる。
- ▶標準化対象外システムにおけるガバメントクラウド及び標準システムとの連携確認が必要になる。

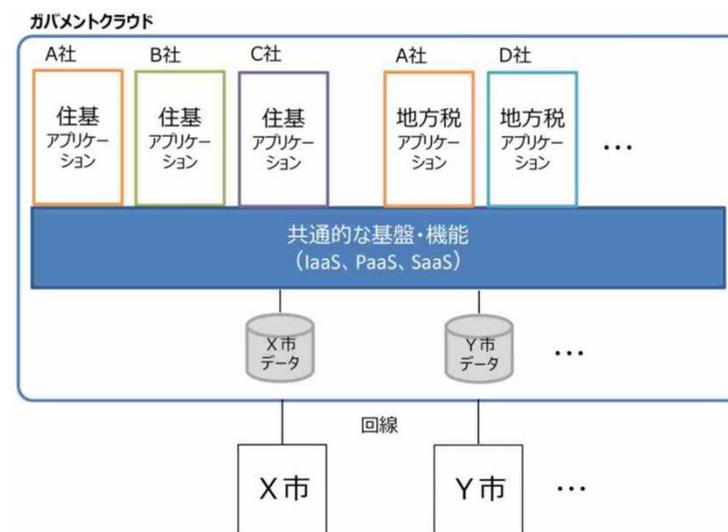
取組方針

法律に基づき、令和7年度末までに政府が示している20業務の標準化対応を行います。標準化対応に向けて、フィット&ギャップ分析などにより、システム及び業務全体の流れを整理し、標準化対応後の業務フローを整理します。また、標準化対象外システムとガバメントクラウド及び標準システムが円滑に連携できる基盤を構築します。

政府が示す標準化対象20業務

児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

◎ガバメントクラウドを活用した標準化



「デジタル社会の実現に向けた重点計画」より抜粋

(5) 重点取組事項 基本方針Ⅱ 業務改革の推進

① BPRの取組の徹底

現状

- ▶各様式の手続のうち、1,505様式の押印を廃止している。（令和3年4月現在）
- ▶各種システムを利活用し、業務効率化を図っている。
財務会計、文書管理、契約管理、GIS、出退勤管理、グループウェア等
- ▶庁内外の各種問い合わせは、電話やメールにて対応している。

課題

- ▶紙媒体の申請が多く、システムへの入力作業が発生している。
- ▶従来の業務手続を踏襲している。
- ▶会議等では多くの紙媒体資料が発生し、印刷時間や費用がかかっている。
- ▶電話対応や簡易な窓口対応に時間を要している。
- ▶システム機能をより有効に活用する工夫が必要。

取組方針

既存システムを十分に活用するとともに、各業務フローの再点検を実施した上で、ペーパーレス化、定型業務のAI・RPAの利用促進等により、業務効率化を図ります。全庁で共通して発生する定型業務（毎月定形の支払処理等）を効率的に処理できる仕組みを検証します。また、それ以外のチャットボットや音声認識ツール等、業務改革が期待できるツールの検証を進めます。

業務用PCを会議等で利用できるよう、内部情報系ネットワークの無線LAN化を進め、業務効率の向上を目指します。災害や停電時でも業務を継続できるシステム及びネットワーク環境を構築します。

BPRの取組の徹底により、人的資源を真に必要な行政サービスへ振り分け、市民の利便性と業務効率の向上を図ります。

(5) 重点取組事項 基本方針Ⅱ 業務改革の推進

② 自治体のAI・RPAの利用促進

現状

- ▶RPA稼働実績 4件
- ▶ローコードツール等の活用実績 131件
- ▶AI-OCRは、導入していない。

- ▶RPA活用実績(令和4年10月現在)
高齢期移行者医療費助成事業、償却資産申告(増減なし分)
消防団員出動報酬支給業務、支出命令書発行業務(一部支払分)
- ▶ローコードツール活用実績(令和4年10月現在)
各種管理台帳、アンケート、調査、申請等

課題

- ▶RPAやローコードツールを活用できる人材が不足している。
 - ・RPAのシナリオ作成やローコードツールのアプリ作成後の管理運用などのメンテナンスが必要。
 - ・RPAで自動化を行う業務に関しては、複数でシナリオを作成確認し、異動などにより人員が削減した際に、ブラックボックス化しないよう、シナリオ内容や改修方法を共有することが必要。
- ▶ローコードツールに関しては、インターネット系での利用であり、LGWAN環境での利用が求められる。
- ▶デジタルツールを利用する場合の業務フローの見直しが必要。
- ▶法令・制度などの制約(原本添付、書面提出、押印必須など)から「書面・対面」でしか対応できない事務の改善が必要。

取組方針

RPAやローコードツールの職員向け研修を実施することで、こうしたツールのスキルを持つ職員を増やし、各部署にあった業務改革を推進する。また、RPAのうち各部署で共通する業務に関するものは全庁に展開し、業務の改善に取り組みます。

AI-OCRについては、RPAとの連携により一層の効果が見込めることや、今後オンライン申請が一般化したとしても、一定数の紙媒体は残ると見込まれることから、必須ツールと考えます。法令・制度上の制約で書面・対面でしか対応できない業務については、改正等も含めたデジタル化への対応を検証します。

(5) 重点取組事項 基本方針Ⅱ 業務改革の推進

③ テレワークの推進

現状

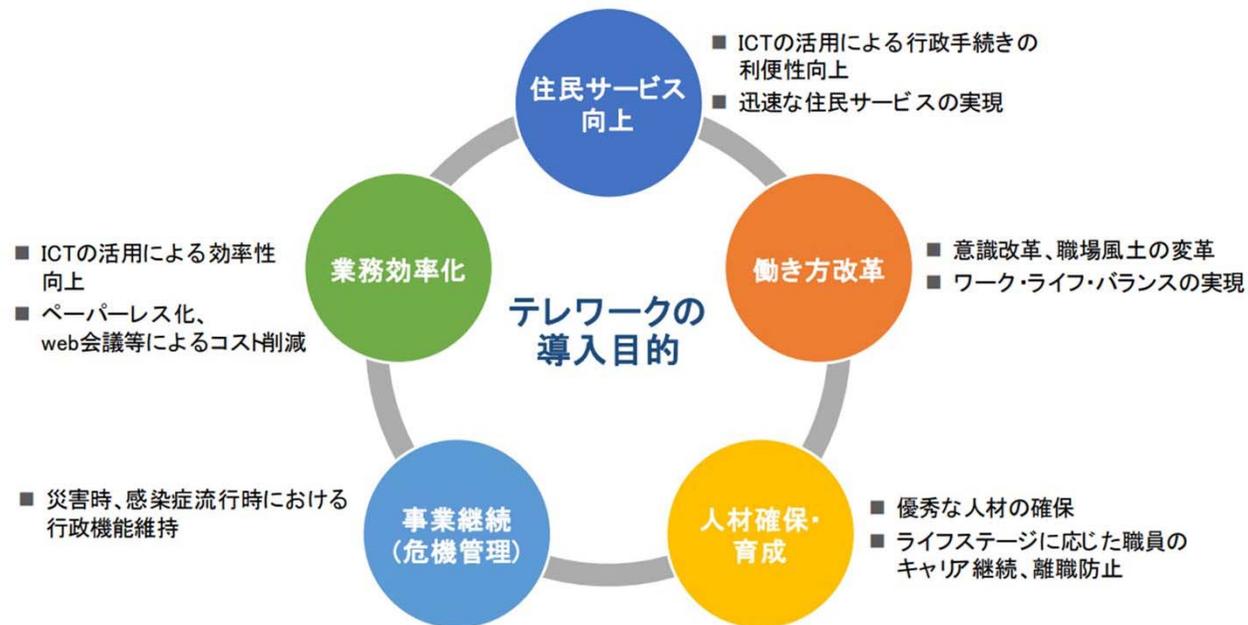
- ▶テレワーク用端末 20台
- ▶テレワーク兵庫を利用している。
- ▶在宅勤務の利用 延べ286日(81人)
(令和4年8月末現在)

課題

- ▶業務は対面や自席で行うという先入観があり、職員の意識改革が必要。
- ▶テレワークを行う手続きやシステム設定に時間がかかり、効率が悪い。
- ▶テレワーク中は執務室の電話に対応できない。
- ▶書類のデジタル化ができていないため、テレワーク中に参照できない。

取組方針

テレワークの目的としては、事業継続性(危機管理)、業務効率化、働き方改革、人材確保や育成、住民サービス向上などがあげられます。自宅からの接続だけでなく、会議室での議事録作成や、作業現場からのGIS利用、図面閲覧等の用途でテレワーク端末の利用を推進します。テレワーク中でも執務室の電話に対応できる仕組みについて研究・検証を進めます。テレワークでも資料を参照できるよう、普段からデータで保管するよう職員へ促します。



R3年4月「地方公共団体のためのテレワーク推進のための手引き」(総務省)より抜粋

(5) 重点取組事項 基本方針Ⅱ 業務改革の推進

④ セキュリティ対策の徹底

現状

- ▶「加東市電子情報に係るセキュリティに関する規程」「加東市電子計算組織管理運営に関する規程」にて規定し、運用している。
- ▶総務省が求める「三層の対策」に基づき、「マイナンバー利用事務系」「LGWAN接続系」「インターネット接続系」に分離したネットワーク構成とし、兵庫県が構築したセキュリティクラウドを利用している。

課題

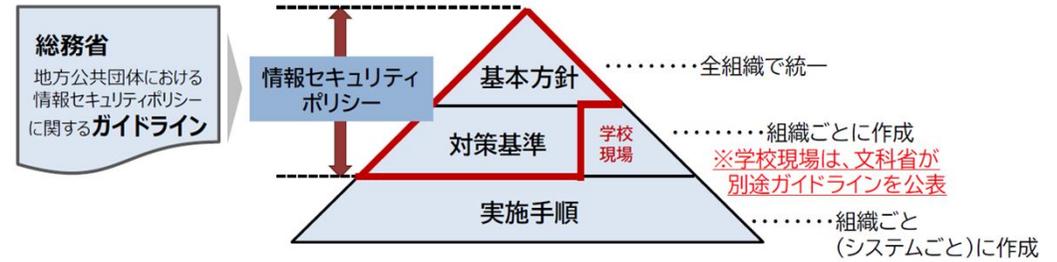
- ▶情報通信技術の進歩により、想定していなかった外部サービスの利用などに関して、一定水準のセキュリティーを維持しつつ、業務の妨げにならないような運用が必要。
- ▶三層の対策にともなう利便性の低下。
- ▶現代社会のデジタル環境に合わせた規程の再編が必要。

取組方針

政府が示す「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、本市の情報セキュリティに関する規定を整理し、基本方針及び対策基準を定めます。また、セキュリティ対策の継続的な評価、見直しなどの改善に努めます。

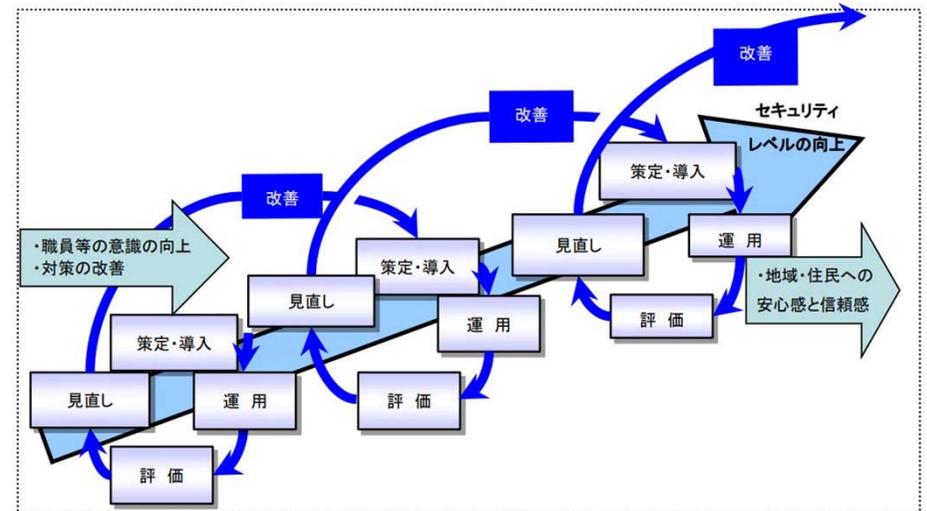
セキュリティの確保と操作利便性を両立できるセキュリティ製品等に関して、研究・検証を進めます。

◎情報セキュリティポリシーの構成



総務省令和4年「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和4年3月版)」をもとに作成

◎情報セキュリティ対策の実施サイクル



(出典)総務省令和4年「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和4年3月版)」より

(5) 重点取組事項

基本方針Ⅲ 行政手続、地域社会のデジタル化

① マイナンバーカードの普及促進

現状

- ▶マイナンバーカード交付率 63.44% (令和4年10月末現在)
- ▶マイナンバーカードで利用できる手続
 - ・図書館での図書貸し出しサービス
 - ・コンビニ交付
 - 住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得・課税(非課税)証明書
 - ・ぴったりサービスでのオンライン申請
 - 福祉、子育て関連手続その他14件(令和4年10月末現在)

課題

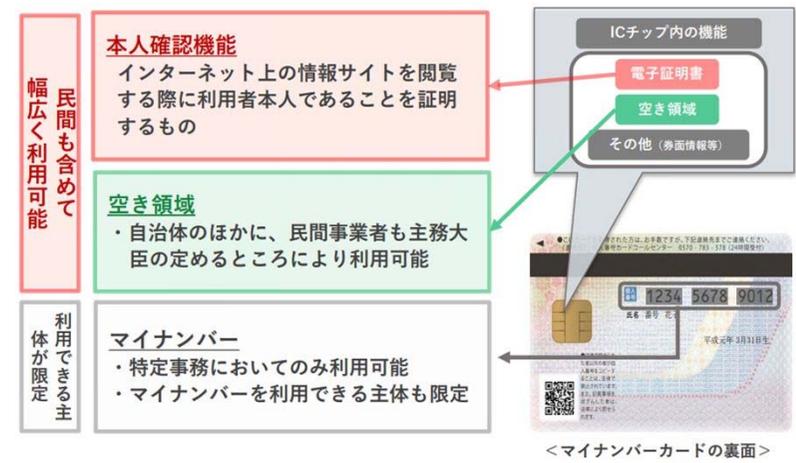
- ▶マイナンバーカード普及促進
 - マイナンバーカード利活用シーンの拡大
 - 必要性、利便性、仕組みやセキュリティに関する周知
- ▶今後のマイナンバーカード申請や更新手続の円滑化。
- ▶本人確認機能、空き領域の有効な利活用に関する検証。

取組方針

政府は、マイナンバーカードの健康保険証や運転免許証としての利用を発表しており、今後更なる申請及び交付が見込まれます。まだマイナンバーカードを取得していない市民に対して、利便性やセキュリティの仕組みについて周知し、安心して取得できる環境づくりを進めます。

書かない窓口やコンビニ交付、オンライン申請など利活用シーンの拡大を検証します。

今後更なるマイナンバーカードの交付及び更新業務が見込まれることから、円滑な申請及び交付を実施できる体制の構築や、休日申請窓口及び出張申請サポートを継続して実施します。



(5) 重点取組事項 基本方針Ⅲ 行政手続、地域社会のデジタル化

② 自治体行政手続のオンライン化

現状

- ▶ぴったりサービスでオンライン申請できる行政手続
福祉、子育て関連手続その他14手続き
(令和4年10月現在)
- ▶兵庫県電子申請共同運営システムを利用可能
(マイナンバーカード非対応)

課題

- ▶オンライン申請における個人情報取扱の整理が必要。
- ▶手数料納付や添付資料提出を含めた手続きがオンラインで完結できることが望ましい。
- ▶高齢者等、デジタル端末に不慣れな市民への対応が必要。

取組方針

将来は、各行政手続をオンラインで完結できることを目指し、すでに取組を進めているぴったりサービスの拡充のほか、各種行政手続においてマイナンバーカードを利用したオンライン申請の導入を進めます。

また、各種行政手続きにおける手数料等についてキャッシュレス決済を導入し、市民の利便性と業務効率の向上を図ります。

来庁者の行政手続に関しては、窓口にてタブレット端末等に必要事項を入力する「書かない窓口」について情報を集め、整備に向けた取組を進めます。

デジタル手続法※の概要 内閣官房IT室作成資料

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、

②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）
※法律名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（デジタル行政推進法）に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する

②ワンストップ：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする

③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- 本人確認や手数料納付も**オンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- 行政機関間の情報連携等により省略可能となる添付書類について、**法令上省略可能とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画、データの標準化、API（外部連携機能）の整備**

デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

(5) 重点取組事項 基本方針Ⅲ 行政手続、地域社会のデジタル化

③ デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化

現状

- ▶ GIGAスクール構想の実現に伴い、児童生徒一人一台端末を整備している。
- ▶ 市内全域をカバーする、通信用光ファイバー網や加東ケーブルビジョン配信インフラを整備している。
- ▶ 施設予約システムによるオンライン申請を実施している。

課題

- ▶ 各地域の少子高齢化等の影響で、公共交通の利用者が減少し続けた場合、公共交通機関の減便、縮小又は廃止につながる。
- ▶ 農業の担い手が減少しており、遊休農地への対策が必要。
- ▶ 空家率が22.1%(平成30年10月時点)と、周辺市町と比べても高い値となっている。(参考:住生活基本計画)
- ▶ 地域課題を解決するための情報収集や、新たな業務フローの構築にむけた取組及びデジタル技術の導入にあたる職員の人的資源が不足している。
- ▶ 地域全体でデジタルを活用する際のデジタルインフラ基盤が必要。

取組方針

デジタル田園都市国家構想基本方針では、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指し、ハード・ソフトのデジタル基盤整備やデジタル人材の育成・確保、誰一人取り残されないための取組を推進することが明記されています。

今後は、農業、交通、物流、医療、福祉、防災等の分野でのデジタル活用についての情報収集や、教育のデジタル化を引き続き推進し、未来のデジタル人材育成を支援するとともに、こうしたデジタル活用の基盤整備として、5G、地域BWA及びLPWA等の調査研究を進めます。また、テレワークやワーケーションに適した環境の整備などに取り組みます。

ホームページ、ケーブルテレビ、防災行政無線、SNS等を活用した情報発信では、利用者が取得したい情報に確実にたどり着けるよう、幅広い世代が利用しやすいサービスの選択やUI・UXについての研究を重ねます。

◎デジタル田園都市国家構想の取組イメージ全体像



(出典)デジタル庁ホームページ(<https://www.digital.go.jp/>)より

(5) 重点取組事項 基本方針Ⅲ 行政手続、地域社会のデジタル化

④ デジタルデバイド対策

現状

- ▶行政情報発信の手段
→ホームページ、SNS、テレビ、広報誌、防災行政無線を活用している。
- ▶18～59歳までの大半がスマートフォンやタブレットを利用している。一方で70歳以上の高齢者の半数がスマートフォンやタブレットを利用していない。

課題

- ▶個人によって、スマートフォンやタブレットの機能を使用するスキルに差がある。
- ▶高齢者の多くがスマートフォンやタブレットを所有していないこと背景として、利用の難しさのほかに、必要性や興味など、動機の希薄性がうかがえる。
- ▶基本的な使用方法を学べる機会がない。
- ▶障害や国籍、経済的な理由で必要な情報が取得できないことも考えられる。

取組方針

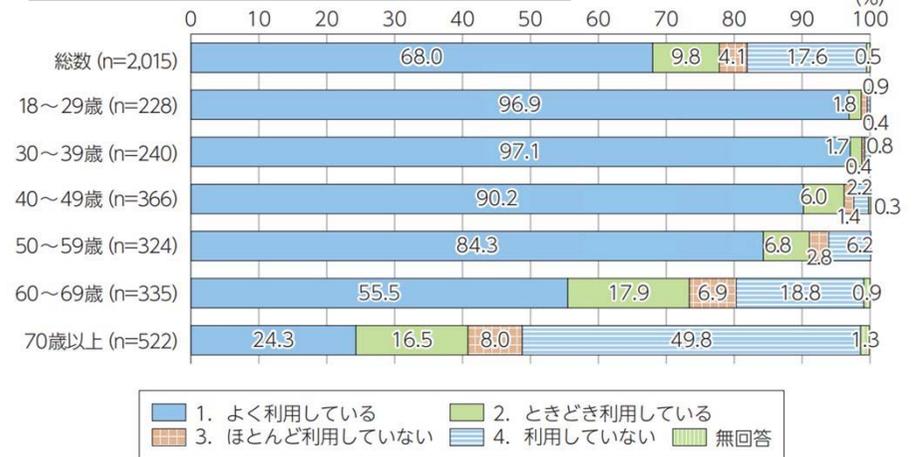
デジタル社会の実現に向けた重点計画では、地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等に関わらず、(中略)「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指すとしています。

今後はスマートフォンやインターネットに関わりが少ない方や世代に向けたスマートフォンの操作講習のほか、音声認識や視線入力など、各種入出力デバイスについても研究を進め、年齢だけでなく課題にも対応できるデジタル利用について支援策を検証します。

システム導入の際には、様々な状況でも利用しやすいUIや自然言語に近い音声認識技術を積極的に採用し、ICT利活用のハードル低減に努めます。

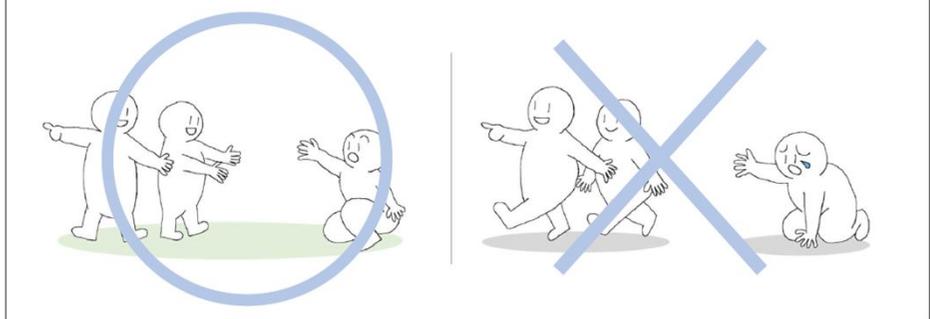
世代に関係なく、身近な通信インフラに対応できるサービスの提供とともに、スマートフォン等のデジタル機器に関するリテラシーの向上を図ります。

スマートフォンやタブレットの利用状況(年齢別)



(出典)総務省「令和3年版情報通信白書」より

誰もがデジタル化の恩恵の置いてきぼりにならないよう、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指す。



(出典)デジタル庁令和4年「デジタル社会の実現に向けた重点計画」より

(5) 重点取組事項 基本方針Ⅲ 行政手続、地域社会のデジタル化

⑤ デジタル原則に基づく条例等の規制の点検及び見直し

(構造改革のためのデジタル原則)

第7層	新たな価値の創出	改革を通じて実現すべき価値 (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)
アーキテクチャ		構造改革のためのデジタル原則 (案)
第6層	業務改革・BPR/組織	原則① デジタル完結・自動化原則 書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること 国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
第5層	ルール	原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス) 一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
第4層	利活用環境	原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル) 公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
第3層	連携基盤	原則④ 相互運用性確保原則 官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを楽しむことができるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
第2層	データ	原則⑤ 共通基盤利用原則 ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。
第1層	インフラ	

現状

政府においては、構造改革に係る横断的課題の一体的な検証や実行を推進するため令和3(2021)年11月に「デジタル臨時行政調査会」が創設され、「構造改革のためのデジタル原則」(令和3(2021)年12月)を共通の指針として、4万件以上の法令等を対象にアナログ規制の見直すことで、デジタル原則への適合を目指している。

課題

本市において、代表的なアナログ規制7項目である「目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制」についての見直しが必要である。

取組方針

本市においても、政府と同様にアナログ規制の点検・見直しを進めることにより、現場のデジタル化阻害要因を解消し、DXを確実に推進することが求められます。政府は令和4年12月末までに地方公共団体向けの「規制改革、行政改革」に関するマニュアル等を公表する予定としていることから、政府の動向を注視するとともに現状把握を進め、条例、規制等の点検及び見直しを進めます。

(5) 重点取組事項 基本方針Ⅲ 行政手続、地域社会のデジタル化

⑥ オープンデータの推進・官民データ活用の推進

現状

▶本市のオープンデータ公開状況
→指定緊急避難場所 1件

課題

▶利活用を進めるオープンデータの洗い出しと整理が必要。
▶データを公開した際の更新頻度や利用継続性の検証。

取組方針

官民データ活用推進基本法では、地方公共団体は、政府と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるよう必要な措置を講ずるものとされています。

また、政府は、令和4(2022)年10月に「自治体標準データセット(試験公開版)」を公開し、従来の「推奨データセット」を改めて整理しています。

政府が示す自治体標準データセットを参考に、まずは保有しているデータについて、自治体標準データセットに沿った公開を目指します。

(自治体標準データセット一覧)

No	旧No	データセット名	初めて取り組む基礎自治体	基礎自治体	一部事務組合等*1	都道府県	国	民間
1	12	公共施設一覧	○	○		○	○	
2	4	文化財一覧	○	○		○	○	○
3	10	指定緊急避難場所一覧	○	○		○	○	
4	11	地域・年齢別人口	○	○		○	○	
5	13	子育て施設一覧	○	○		○	○	○
6	14	オープンデータ一覧	○	○	○	○	○	○
7	7	公衆無線LANアクセスポイント一覧		○	○	○	○	○
8	1	AED設置箇所一覧		○		○		○
9	2	介護サービス事業所一覧			○	○	○	
10	3	医療機関一覧		○		○		
11	5	観光施設一覧		○	○	○	○	○
12	6	イベント一覧		○	○	○	○	○
13	8	公衆トイレ一覧		○	○	○	○	○
14	9	消防水利施設一覧		○	○			
15	A1	食品等営業許可・届出一覧		○		○		
16	A2	学校給食献立情報		○	○	○	○	○
17	A3	小中学校通学区域情報		○				
18	B1	ホール柱状図		○		○	○	○
19	B2	都市計画基礎調査情報		○				
20	B3	調達情報		○	○	○	○	
21	B4	標準的な/ス情報フォーマット(ある場合)	○	○				○
22	B5	支援制度情報(給付金)	○	○	○	○	○	○

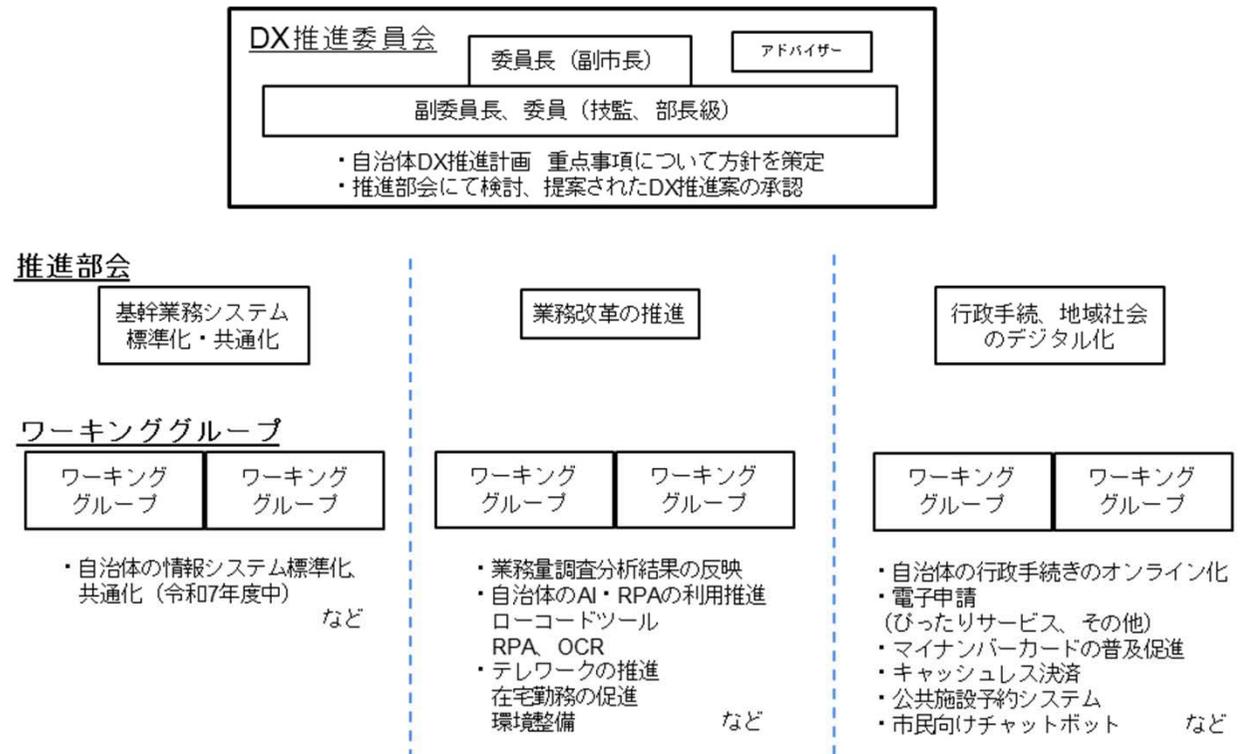
(6) 推進体制

本市全体のDXを推進していくためには、全庁的・横断的に連携することが必要不可欠です。

仕事の進め方、組織・人事の仕組み、組織文化・風土そのものの変革が必要であり、変革に強いコミットメントを持って、全庁的にDX推進していく必要があるため、副市長を委員長とする「加東市DX推進委員会(以下「推進委員会」という。)」を令和4(2022)年7月に新たに設置しました。推進委員会において、本市の情報施策の基本的な方針を定めるとともに、全庁的な情報化施策の推進を図ります。

情報管理担当部門は、本市の情報資産及び情報関連予算を把握することで、重複投資を排除し、情報システム全体の最適化を図るため、行政改革・法制・人事・財政担当部門と連携し、DXを推進していきます。

窓口を含む庁内全ての業務担当部門は、業務改革の契機であることを踏まえて、主体性を持ってDX推進に取り組む必要があります。推進委員会の下に、必要な事項の調査及び研究をするための実務をベースとした推進部会及びワーキンググループを設置し、全庁的で柔軟な体制によって課題に取り組めます。



参考 用語の解説

用語	解説
オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工、編集、再配布等)できるよう公開されたデータのこと。
基幹業務システム	住民基本台帳や税務等、行政事務の中核に直接関わる重要なシステムのこと。
基幹業務システム標準化	基幹業務システムを国の策定した標準仕様に準拠したシステムへ移行すること。
キャッシュレス決済	お札や小銭等の現金を使用せずに支払を行うこと。クレジットカードやデビットカード、電子マネー(プリペイド)、スマートフォン決済等、様々な手段がある。
クラウド	データサービス、インターネット技術等が、ネットワーク上にあるサーバー群(クラウド(雲))にあり、ユーザーは今までのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態のこと。
自治体DX推進計画	総務省が策定し、デジタル・ガバメント実行計画に記載された各施策のうち、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化したもの。
情報セキュリティポリシー	企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。情報セキュリティポリシーには、どのような情報資産をどのような脅威からどのように守るのかといった基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための体制、運用方法、基本方針、対策基準等が具体的に記載されている。
セキュリティクラウド	都道府県と市区町村がWebサーバー等を集約し、監視及びログ分析・解析をはじめ高度なセキュリティ対策を実施するもの。
総合計画	地方公共団体が総合的かつ計画的な行政運営を行っていくための基本となる計画で、都市基盤、産業、福祉、教育、環境等市民生活に関わる長期計画のこと。
地域BWA	Broadband Wireless Accessの略。電波の空き領域を利用し、市町村においてデジタル・デバイドの解消、地域の公共サービス向上等に資する高速データ通信を行うサービス。
チャットボット	「チャット」(ネットワークを介したリアルタイムのやり取り)と「ロボット」を組み合わせた造語で、テキストや音声を通じて、自動的に会話するプログラムのこと。
デジタル・ガバメント	デジタル技術を活用しながら行政サービスを見直し、社会問題の解決や経済成長を実現するための政府の取組のこと。デジタル・ガバメント実行計画に基づき推進することとしている。

参考 用語の解説

用語	解説
デジタル手続法	正式名称は「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」。デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定めた法律のこと。
デジタルデバイド	パソコン、インターネット等の情報技術を利用する能力及びアクセスする機会を持つ人と持たない人との間に情報格差が生じる問題のこと。「デジタルディバイド」と表記されることもある。
テレワーク	tele(離れたところ)とwork(働く)を合わせた造語。情報通信技術(ICT)を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
内部情報系ネットワーク	人事給与や財務会計、情報共有等、市役所内部の事務処理の効率化を図るためのネットワークのこと。
フィット&ギャップ	既存システムの機能や業務フローを、新規導入予定のシステムと比較分析し、現在の業務フローで運用できる部分と、業務フローを変更する必要がある部分を見分ける手法。
マイナンバーカード	住民からの申請により交付される個人番号が記載された顔写真付きプラスチック製カードのこと。身分証明書として利用できるほか、ICチップに格納された電子証明書により、オンライン上での手続等に活用される。
ローコードツール	従来の複雑なプログラミングの代わりに、視覚的な設定を通じてアプリケーションソフトウェアを作成するツールのこと。正式なプログラミングスキルを持つ人だけでなく、幅広い人々がアプリケーションの開発を行える。
AI	Artificial Intelligenceの略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。画像の認識や音声認識、言語処理、データ予測等に利用される。
BPR	Business Process Re-engineeringの略。プロセスの観点から業務フローや組織構造、情報システムなどを再構築し、業務改革すること。
DX	Digital transformationの略。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。「Trans」を「X」と略し、一般的に「DX」と表記される。

参考 用語の解説

用語	解説
GIGAスクール構想	「GIGA」とは「Global and Innovation Gateway for All」の略。2019年12月に文部科学省が打ち出した計画のこと。「多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する」ために、創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させることを目的にしたもので、教育分野のICT化を推進するもの。
ICT	Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関する技術の総称で、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用したサービス等のこと。日本では同様の言葉としてIT(Information Technology:情報技術)の方が普及していたが、国際的にはICTがよく用いられ、近年日本でも定着しつつある。
IoT	Internet of Thingsの略。従来インターネットに接続されていなかったモノをインターネットに接続し、相互に情報交換する仕組みのこと。データ収集、分析、遠隔制御、遠隔監視などに利用できる。
LPWA	Low Power Wide Areaの略。低コスト、低消費電力の無線通信技術。通信速度は低速ながら、通信距離は数kmに及ぶ製品もあり、IoTにおける通信方式として採用される場合がある。電波の出力を抑え、免許不要で運用できる製品もあり、フランスでは全土にLPWAネットワークが構築され、米国でも導入が始まっている。
RPA	Robotic Process Automation の略。ソフトウェアロボットによる事務処理の自動化のこと。定型的な事務処理を自動化することにより、業務効率化を図ることができる。
UI・UX	「UI」は「User Interface」の略。サイトや操作画面のデザインやフォント等、ユーザーの視界に触れる情報はすべてがUIといえる。「UX」は「User Experience」の略。ユーザーが製品やサービスを通して得られる体験や経験のこと。
5G	5th Generationの略。第5世代移動通信システムのことで、高速大容量通信、多数同時接続、超低遅延が特徴。遠隔医療、ドローン制御、自動走行などの利用が考えられる。